

マイナンバーカードの健康保険証としての利用について

R2. 11. 6

北海道後期高齢者医療広域連合

1 マイナンバー制度の趣旨

住民票を有する全ての方に1人1つの番号をお知らせして、行政の効率化、国民の利便性を高める制度であり、公平公正な社会を実現する社会基盤となるもの。

行政の効率化	行政機関や地方公共団体などで様々な情報の照合や入力などに要している時間や労力が大幅に削減されるとともに、より正確に行えるようになる。
国民の利便性	添付書類の削減など、行政手続が簡素化され、負担が軽減される。情報提供等記録開示システムによる情報の確認や提供などのサービスを利用できる。

2 マイナンバーカードの主な用途

マイナンバーカードには、マイナンバーのほかに住所、氏名、生年月日、顔写真の情報及びICチップ（電子証明書を搭載）が記載等されており、現在は次の用途に使用できます。

マイナンバーの証明、各種行政手続のオンライン申請（確定申告等）、本人確認の身分証明書、コンビニなどで各種証明書（住民票の写し・印鑑登録証明書等）の取得 など
--

3 マイナンバーカードの健康保険証としての利用について

(1) スケジュール

2020.8月	マイナンバーカードを健康保険証として利用するための申込受付開始。 (マイナポータル※使用)
2021.3月(予定)	医療機関・薬局等でのマイナンバーカードの健康保険証利用が順次開始。 マイナポータルでの特定健診情報の閲覧が順次開始。
2021.10月(予定)	マイナポータルでの薬剤情報・医療費情報の閲覧が開始。
2021年分所得税の確定申告から(予定)	医療費控除手続でマイナポータルを通じて医療費情報を自動入力することが可能に。

※マイナポータル: 政府が運営するオンラインサービス。子育てや介護をはじめとする行政手続がワンストップででき、また行政機関からのお知らせを確認できる。

※現在の保険証は引き続き使用できる。

(2) メリット

- ・就職・転職・引越・結婚等をしてマイナンバーカードを健康保険証として受診できる。
(医療保険者への加入手続きは引き続き必要)
- ・初めての医療機関等でもデータに基づく診療・薬の処方を受けられる。(本人の同意が必要)
- ・薬や特定健診の情報がマイナポータルで閲覧できる。
- ・窓口での限度額を超える医療費の一時支払いが不要になる。
- ・マイナポータルからe-Taxに連携し、確定申告が簡単になる。 など